

資料1-1

第202200054989号

令和4年 月 日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 板倉 高司 様

鳥取県農林水産部水産振興局長 國米 洋一

鳥取県資源管理方針に定める特定水産資源まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の知事管理区分に配分する漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、知事管理漁獲可能量を定めたいので、同条第2項の規定により諮問します。

資料1-2

まさば及びごまさばに関する令和4管理年度（令和4年7月1日から令和5年6月30日までの期間をいう。）における漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に掲げる数量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分について、同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
鳥取県まさば及びごまさば漁業	現行水準

鳥取県資源管理方針に定める特定水産資源「まさば及びごまさば」の知事管理区分に
 配分する漁獲可能量について

- 農林水産大臣から資料1-4のとおり、漁業法第15条に基づき特定水産資源まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群（以下「まさば及びごまさば」と言う。）について、令和4管理年度（令和4年7月1日から令和5年6月30日）の都道府県別漁獲可能量の配分が示された。
- 都道府県知事は都道府県資源管理方針に定めた魚種について、漁業法第16条の規定に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聞き、農林水産大臣の承認を受けた上で、知事管理区分に配分する量（知事管理漁獲可能量）を定め、管理する必要がある。
- 鳥取県の漁獲可能量は「現行水準」（※）となっており、鳥取県資源管理方針による、まさば及びごまさばの鳥取県知事管理区分は「鳥取県まさば及びごまさば漁業」のみであり、鳥取県資源管理方針により、漁獲可能量の知事管理区分への配分量は「全量を鳥取県まさば及びごまさば漁業へ配分する」こととなっていることから、まさば及びごまさば漁業の知事管理漁獲可能量を「現行水準」と定めようとするもの。
- （※）全体の漁獲量のうち、おおむね80%の漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量が明示されるが、それ以外の県については、「現行水準」として配分される。この場合、目安となる数量が別途示されるが、著しく漁獲量が増加しないかぎり基本的に数量管理は必要ない（漁獲量の報告は必要）。

1. 農林水産大臣からの本県への配分（資料1-4）

令和4年鳥取県割当数量（知事管理分）

まさば及びごまさば：現行水準（目安数量10トン未満）

<参考：まさば及びごまさば漁獲量>（単位：kg）

年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
TAC報告量	6,451	5,769	6,994	2,594	4,750	4,355	17,170

<参考：令和4管理年度まさば及びごまさばTAC配分>

知事管理分（単位：t）

都道府県名	島根県	山口県	長崎県	鹿児島県
TAC配分	12,800	1,100	18,100	7,700

秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、福岡県、佐賀県及び熊本県については、現行水準

2. 今後の流れ（資料1-5）

海区委員会への諮問⇒答申⇒農林水産大臣への承認申請⇒承認⇒公表（ホームページ）



4 水管第 649 号
令和4年5月25日

鳥取県知事 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部に関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部に関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

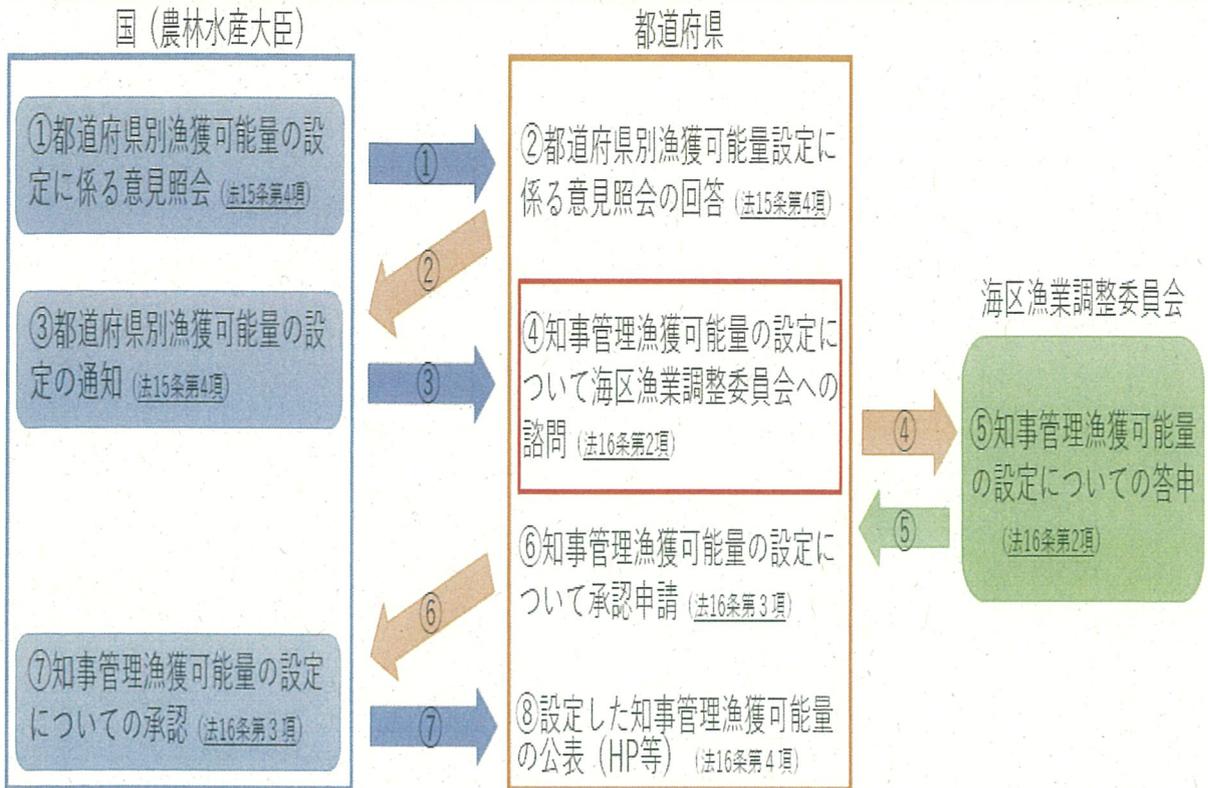
記

令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量 (トン)	基本シェア (%)	現行水準の場合の目安数量 (トン)
まさば及びごまさば太平洋系群			
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群	現行水準	0.00%	10トン未満
ずわいがに太平洋北部系群			
ずわいがに日本海系群A海域			
ずわいがに日本海系群B海域			
ずわいがに北海道西部系群			
ずわいがにオホーツク海南部			

(注記) 基本シェアの算定期間（平成29年から令和元年）の漁獲実績が1トン未満の場合は、配分の対象としない

知事管理漁獲可能量の設定手続き



(参考) 漁業法 (一部抜粋)

(農林水産大臣による漁獲可能量等の設定)

第15条 農林水産大臣は、資源管理基本方針に即して、特定水産資源ごと及びその管理年度ごとに、次に掲げる数量を定めるものとする。

- 一 漁獲可能量
- 二 漁獲可能量のうち各都道府県に配分する数量 (以下この章において「都道府県別漁獲可能量」という。)
- 三 漁獲可能量のうち大臣管理区分に配分する数量 (以下この節及び第二百五条第一項第四号において「大臣管理漁獲可能量」という。)

2～3略

4 農林水産大臣は、都道府県別漁獲可能量を定めようとするときは、関係する都道府県知事の見解を聴くものとし、その数量を定めようとするときは、遅滞なく、これを当該都道府県知事に通知するものとする。

5～6 略

(知事管理漁獲可能量の設定)

第16条 都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量 (以下この節及び第二百五条第一項第四号において「知事管理漁獲可能量」という。) を定めるものとする。

2 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

4 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前三項の規定は、知事管理漁獲可能量の変更について準用する。この場合において、第三項中「定めようとするとき」とあるのは、「変更しようとするとき (農林水産省令で定める軽微な変更を除く。)」と読み替えるものとする。

6 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第三項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。